

平成28年度 第4回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年7月6日(月) 15時00分から17時00分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会 長	藤瀬 宏	会長職務代理者	江頭 利民
1 番委員	武富 政敏	2 番委員	武富 澄男
3 番委員	江頭 幸典	4 番委員	北原 靖章
5 番委員	大串 俊實	6 番委員	関川 況一郎
7 番委員	古賀 健則	8 番委員	百武 昭弘
9 番委員	淵上 正昭	10 番委員	岸川 富差子
11 番委員	澁谷 洋子		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (3件)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見 (1件)
について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積
計画の決定について (8件)

議案第3号 農業委員会法改正に伴う農業委員会のあり方について

- ① 農地利用最適化推進委員会の設置について
- ② 農業委員定数について
- ③ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の地区割りについて
- ④ 選考委員会の設置について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 百武 一治

係 長 宮本 大樹

主 事 補 諸富真純

7. 会議の概要

事務局	<p>只今から平成28年度第4回総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、藤瀬会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>【会長挨拶】</p>
局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。</p> <p>それでは、江北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は藤瀬会長にお願いします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。</p>
議長	<p>まず日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。</p> <p>江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、3番江頭幸典委員、4番北原靖章委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の諸富主事補を指名いたします。</p>
議長	<p>それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは報告第1号をご覧ください。</p> <p>今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、3件です。</p> <p>【報告第1号、1番から3番朗読後、説明】</p>

事務局 以上、受付番号1番から3番は、いずれも内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。

議長 ただいまの事務局の説明について質問等のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 次に、日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号の議案書をご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は1議案1件です。

事務局 以上、受付番号1番は、共に立地基準・一般基準に問題はないため、許可することに支障はないと思います。
以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、受付番号1番を江頭利民委員をお願いします。

副会長 受付番号1番の賃貸借権の案件です。協力委員と現地調査を行いました。この農地に隣接する自動車整備工場周辺の農道に駐車してある車があり苦情も多く寄せられておりましたので、田を埋め立てではございますが、周辺農地の農作業に影響が減らせてよいのではないかと思います。法的に地権者の同意は必要だが耕作者の同意はいらないということで現在、耕作されてある農業者にもお話を伺いましたところ、埋め立てをした際、耕作地と申請地の段差ができないようにしてほしいということでした。この件に関しましては事務局より指導されるということです。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

会長 事前打合せの際、廃車置場の油が側溝に流ることがないようにしていただかないと、他の地域でも同じような案件で、被害が報告をされております。今後の農地の確認等を続けていただきたいと思います。

事務局 開発協議を行いまして、油が流れないように溜桝を始点と終点に設置してもらうように環境課の方から指導を行うということでした。

議長 他にございませんか。

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第 2、議案第 2 号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 2 号をご覧ください。

江北町長より平成 28 年 7 月 6 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

所有権移転の計画が 1 件、利用権新規の計画が 4 件、利用権の再設定の計画が 3 件です。

所有権移転が 1, 140 平方メートル、利用権新規が 37, 748 平方メートル、利用権再設定が 11, 952 平方メートルです。

【議案の朗読、説明】

事務局 以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

- 議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- 議長 それでは、受付番号 1 番を事務局に、2 番から 3 番を関川委員に、4 番から 5 番を淵上委員に、6 番と大串委員と私が、7 番から 8 番を大串委員にお願いします。
- 事務局 受付番号 1 番は先月、農業公社に売りつけた分の買い戻しの案件です。所有権を移転するというので手続きを進めております。
- 6 番委員 受付番号 2 番は新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。耕作に不便な土地で作物は作付けされておりましたが、案件農地の周辺の作付けをされている農業者が耕作してもよいということで今回、契約をされております。農地の管理等はされておりますので問題ないと思います。
- 6 番委員 受付番号 3 番は再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は田植えをされており、何ら問題ないと思います。審議の程よろしく申し上げます。
- 9 番委員 受付番号 4 番、5 番は再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。管理等に問題はないと思います。審議の程よろしく申し上げます。
- 会長 受付番号 6 番の 1 筆で新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。整備、管理に何ら問題はないと思います。
- 5 番委員 受付番号 6 番は新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。この農地を耕作されていた前借受人が離農したいということで今回、解約をして八町北区農事組合法人に利用権の設定をするというものです。管理等には何ら問題ないと思います。
- 受付番号 7 番は新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。管理、整備等に何ら問題ないと思います。
- 受付番号 8 番は新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。この農地を耕作されていた前借受人が離農したいということで今回、解約をして八町北区農事組合法人に利用権の設定をするというものです。管理等には何ら問題ないと思います。審議も程よろしく申し上げます。

- 議長 ありがとうございます。それでは、これより審議に入ります。
- ただいまの事務局の説明、及び地区内の担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 9 番委員 5 番委員に質問ですが賃借料の値段の差はどうやって決めているのですか。
- 5 番委員 平成 27 年度の賃料平均を基準に、農地の広さや借人、貸人、私で相談をおこない決めております。
- 7 番委員 八町北区農事組合の仕組みはどうなっているのですか。
- 事務局 収入は①米、麦、大豆の売上、②交付金、支出は肥料、農薬、耕作料等で収入から支出を差し引いた額が収益になります。この収益から雑収入として個人に分配され、雑収入から減価償却費を差し引いた額が申告の所得となります。出荷等も個人で行い、玉ねぎは法人の適用耕作物ではないので個人ですべて行うようになります。
- 8 番委員 受付番号 1 番の所有権移転ですが、売買価格の設定の際は農業委員も入って相談しなくてよいのか。前回は、相談をしたのだがどういう判断なのか。
- 事務局 売買価格を決めて相談に来られましたので今回は希望されてある金額で契約をすすめるようにいたしました。
- 議長 他にありませんか。議案第 2 号については、八町北区農事組合法人の役員の大串委員が借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくようお願いします。
- 大串委員には、関係議案終了後に入室・着席していただきます。
- (大串委員 退室)
- 議長 それでは採決いたします。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成多数)
- 議長 賛成多数ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定することとし、江北町長

議長

に意見書を送付いたします。

(大串委員 入室)

議長

次に、日程第2、議案第3号の「農業委員会法改正に伴う農業委員会のあり方について」を、議題に供します。

事務局より説明をお願いします。

諮問項目1点目の「農地利用最適化推進委員の設置について」、6月総会までに協議された内容により、事務局で簡条書きにとりまとめました。結論としては、推進委員を委嘱せず、現在の体制を維持するという事でまとめています。

諮問項目2点目の「農業委員定数について」、6月総会までに協議された内容により、事務局で簡条書きにとりまとめました。結論としては、現行定数のまま13名とするということでまとめています。

諮問項目3点目の「農業委員の地区割りについて」、6月総会時に各委員が地域の意見を聞き、7月の総会までに持ち寄るということでした。

争点は、惣領分・佐留志地区の地区割りと思います。事務局案は下惣・野口で1地区としていますが、野口を佐留志地区の担当とするならば、上分・野口で1地区とすることも考えられます。

その他の地区についても、地区割りを変えた方がいいということであれば、ご意見を賜りたく思います。

諮問項目4点目の「選考委員会の設置について」、6月の総会時に事務局案として副町長、産業課長、区長会6名の8名で構成することを提案しております。

委員の皆様にお諮りしたいことは、

1点目に選考委員会を設置した方がいいかどうか。

2点目に選考委員の人は、副町長、産業課長、区長会の代表でいいかどうか。

3点目に推薦。募集資格について、他の付属機関の委員や非常勤特別職を資格外とするかどうか。

4点目に選考委員会は傍聴OKとするかどうか。

以上について、ご意見を賜りたいと思います。

議長

それでは、これより協議に入ります。

議長 ただいま事務局から諮問項目について説明がありましたが、委員の皆様よりご意見を賜りたいと思います。
その前に地区割りについてご意見をお願いします。

7 番委員 集落営農関係で問題がなく、農業委員が問題なく活動が行えるようであればそのまま野口を佐留志にしてもよいのではないかと。

8 番委員 水利関係でも佐留志としてもらった方が活動はしやすいのではないかと思います。

議長 それでは野口はいままでどおりの地区割りでよろしいですか。

(全員賛成)

議長 次に選考委員会の設置についてです。

事務局 この件は町長、副町長、事務局だけで決定してもいいのか、外部の意見も取り入れ決定した方がいいのかということです。
町長が任命をして議会が同意ということになります。町長が赴任して日が浅く、まだ農業者の把握等もされておられませんので、町長も入れるかどうかというところです。

7 番委員 区長会の代表は農業者ですか。

事務局 利害関係がでないよう農業者以外から選出したいと思っております。

8 番委員 農業者以外からだとな誰が農業者でどう決めていくかに問題があるのでは。

事務局 農業はあまり知っていないが地区内のことを把握してある方にとっております。

5 番委員 農協は選考委員会には入れないのか。

事務局 農協は推薦母体になりますので、選考委員会には参加できません。

7 番委員 区長会をなしにしてもいいのでは。他の市町は選考委員会を設置してあるのか。

事務局	他の市町は選考委員会を設置しているところとしてないところとバラバラです。
7番委員	事務局をいれたらいいと思います。
5番委員	いい案と思います。事務局なら農業者を知っており利害関係もなく公平に選考できると思います。
議長	それでは事務局を選考委員会にいれたいと思います。
事務局	議会の産業建設から代表を選出するのはどうでしょうか。
9番委員	反対されることが多くなる可能性もあると思います。
事務局	議会の議決が関連することもありますのでどうかとは思いますが。
事務局	選考委員会は設置するというので、副町長、産業課長、事務局は確定であると1名ほどは選出したいと思います。
議長	まだ時間はありますので、再度、案をだして確定したいと思います。 続いて三点目です。
事務局	他の市町の条例をのせております。推薦資格に附属機関、役場職員の者は該当しないとなっておりますが、江北町は非常勤が兼務で附属機関での活動がありますので、推薦募集資格は附属機関、役場職員の非常勤勤務の方はいれ常勤勤務の方はいれないようにいたします。
7番委員	江北町外の方も立候補できるのか。
事務局	江北町に住所が無くても立候補はできます。 附属機関も調べたところ多々ありまして、現農業委員の方もほとんど兼任されておりましたので、江北町の条例案からははずしたいと思います。役場職員の件は例外を作りたいと思います。来月の総会で再度、案を出します。
議長	続きまして4点目です。
事務局	選考委員会の傍聴についてです。法律的には公開とされてあります。公開の

事務局 仕方は記載されておりませんので、議事録を作成して公開しようと考えています。

9 番委員 農業委員会総会の傍聴はどうなっているのですか。

事務局 総会の傍聴はできるようになっておりますが、今まで傍聴された方はいません。お呼び立てすることはありません。

7 番委員 公開だけで良いなら議事録を広報等に載せるだけでいいと思います。

議長 有識者が傍聴をされて話に入ってこられる可能性もありますし、立候補される方が傍聴されると会議しにくいところもあると思います。

7 番委員 それならば議事録公開でよろしいと思います。

議長 話がまとまりましたので議事録公開にしたいと思います。

各委員にさまざまなご意見を伺いましたが、このことを事務局で取りまとめ、8月の総会時に答申（案）として提示したいと思います。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第3回総会を閉会いたします。

17:00 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載

のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長

(議事録署名委員) 3 番委員

4 番委員

(会議書記) 事務局職員

